

決議案第 1 号

福田まもる議員に対する問責決議案

上記の決議案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月26日

福岡市議会

議長 阿部真之助様

提出者 福岡市議会議員

山口湧人

松尾りつ子

堀内徹夫

綿貫英彦

倉元達朗

中山郁美

福田まもる議員に対する問責決議

自民党新福岡の会長である福田まもる議員が、昨年12月に選挙区内の4つの神社にそれぞれ酒2本を奉納した。福田議員によれば、こうした行為を毎年行っていたとのことである。

神社へ奉納する金品が神事などの特定のサービスへの対価でないとすれば、福田議員による奉納は寄附行為に当たり、公職選挙法第199条の2に規定する「公職の候補者等の寄附の禁止」に抵触する可能性がある。

福岡市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第1号では「市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と、また、同項第2号では「市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して金品を授受しないこと」と定められている。

全国各地で同様の事件が繰り返される中で、福田議員が毎年神社への酒の奉納を繰り返していたことは、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」という同条例の条文に照らしてみれば、「軽率だった」という説明で済むものではない。

さらに、同条第2項では「議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならぬ」と定められている。

しかし、福田議員及び同議員が所属する自民党新福岡は、今日に至るまで議会に対する正式な説明及び記者会見などにおける公表及び説明をしていない。こうした姿勢は、同条例第3条第1項及び第2項に違反するものだと言わねばならない。

よって、福岡市議会は、議会全体の信頼と秩序を保持するため、福田まもる議員に対して猛省を求め、問責するものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

福岡市議会